

# 生活衛生課

〈生活衛生課〉

1	新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知について	2
2	生活衛生関係業者への支援について	3
3	旅館業法の見直しに係る検討状況等について	4
4	違法民泊対策の取組について	5
5	実態として宿泊することが可能になっている施設について	6
6	入浴施設におけるレジオネラ対策等について	7
7	理容師法・美容師法について	8
8	理容師養成施設・美容師養成施設の定員及び教員資格の取扱いについて	10
9	クリーニング師研修等の受講の促進について	12
10	生活衛生関係営業における生産性向上及びデジタル化の推進について	13
11	都道府県生活衛生営業指導センターについて	14
12	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について	15
13	標準営業約款の周知について	16
14	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について	17
15	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に 関する状況把握・報告について	18
16	食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について	19
17	建築物衛生について	20
18	墓地、納骨堂等の経営・管理について	22
19	火葬場の経営・管理について	23
20	新型コロナウイルス感染症への対応(火葬等関係)について	24
21	火葬等許可事務システムの標準仕様書の策定・公表について	25
22	デジタル化関係について	26

# 1 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知について

## 従前の経緯

- 生活衛生行政関係業種において、新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインが、以下のとおり作成されている。

### 新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況

業種	作成団体	改訂日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	R5.3.1
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	R5.3.1
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	R5.3.2
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	R5.3.1
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	R5.3.1
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか	R5.3.13
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	R5.3.13
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	R5.3.13
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	R5.3.1
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	R5.2.28
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ほか (全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会)	R5.3.3
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	R5.3.1
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会	R5.2.28
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	R5.3.3
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	R5.3.1
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	R5.3.3
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	R5.3.13

(令和5年3月13日時点)

- 新型コロナウイルス感染症については、変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、感染症法上の五類感染症に位置づけることとされ、それ以降は、業種別ガイドラインは廃止となり、事業者は自主的な感染対策に取り組むこととされている。

## 都道府県等に対する要請

- 業種別ガイドラインについて、適宜改訂されているため、最新の改訂版を事業者に周知するようお願いしたい。

## 2 生活衛生関係事業者への支援について

### 従前の経緯

- 生活衛生関係事業者については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症のほか、エネルギー価格・物価高騰の影響により、経営状況が厳しいものと考えられる。
- 各地方自治体においては、令和4年9月に創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナ地方創生臨時交付金）等を利用して、生活衛生関係事業者への支援を行っていただいている。

### 都道府県等に対する要請

- 新型コロナウイルス感染症のほか、エネルギー価格・物価高騰の影響が続く中で、生活衛生関係営業の衛生水準の確保等に資するよう、各地方自治体において、生衛組合と一層の連携を図り、生活衛生関係事業者への支援について検討いただくよう、よろしく願います。
- また、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年法律第68号）第6条において、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、引き続き御協力をお願いする。

### 3 旅館業法の見直しに係る検討状況等について

#### 従前の経緯

- 旅館業法については、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催し、令和4年7月に報告書「旅館業の制度の見直しの方向性について」を取りまとめた。
- 上記検討会での議論を踏まえ、令和4年10月に「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」を第210回国会に提出し、現在、継続審議となっている。
- 本法律案では、旅館業の施設における感染防止対策の充実、カスタマーハラスメントへの対応、差別防止の更なる徹底等を規定するとともに、生活衛生関係営業者等が必要に応じて円滑に事業譲渡を行うことができるよう営業者の地位の承継について規定している。

#### 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案の概要

##### 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができるとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

##### 改正の概要

#### 1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

##### (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
  - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとし、正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。
  - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとし、正当な理由なく体温その他の健康状態等の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

##### (2) 差別防止の更なる徹底

旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

#### 2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。 等

##### 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 都道府県等に対する要請

- 本改正法案については、都道府県等で実施されている内容（旅館・ホテルの衛生指導、生活衛生関係営業等の事業承継手続等）に関する事項も含まれていることから、留意いただきたい。

## 4 違法民泊対策の取組について

### 従前の経緯

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると把握している事案は、令和4年3月末時点で193件と大幅に減少しているものの、依然として一定数存在している。

### 平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応(違法民泊対策))

#### 民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **18,514件**(令和4年12月14日時点) / 簡易宿所数: **37,847件**(令和3年3月31日時点)  
/ 特区民泊認定数: **3,297施設 9,590居室**(令和4年10月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和4年3月末時点で**193件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件から**大幅減少**している。
- 令和4年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等95社の取扱件数の合計は**104,353件**で、前回(令和3年3月)調査から8,525件減少。

#### 法施行後の主な取組

##### (地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出(平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。  
※京都市: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。→違法民泊疑い事案数は、1,006件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)と大幅減。  
※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。→違法民泊疑い事案数は、3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)と大幅減。

##### (関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的に開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。  
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページ**を掲載し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに伝えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベース**を構築。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

##### (その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法**が**令和2年9月1日から施行**。

### 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQを改訂するほか、厚生労働省HPの「旅館業のページ」に違法民泊取締り事例や、違法民泊をなくすための啓発メッセージ(16カ国語の宿泊者向け、事業者向け)を掲載する等の取組を実施している。
- 地方自治体におかれても、引き続き、観光部局とも連携して、違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。また、効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。
- 民泊制度運営システムの更新のため、都道府県等においては、毎月、旅館業法許可物件を厚生労働省あて報告いただいているところ。今後も同システム更新のため、新規追加・変更・削除があった物件については、毎月15日までに前月末の状況の報告をお願いしたい。

## 5 実態として宿泊することが可能になっている施設について

### 従前の経緯

- 実態として宿泊することが可能になっている施設（ネットカフェ等）について、旅館業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 12 月参議院厚生労働委員会）を踏まえ、自治体の指導状況等について実態把握を行った。

### 平成29年度改正旅館業法の施行状況② （実態として宿泊することが可能になっている施設（営業）に関する調査結果について（概要））

#### 1. 調査目的・背景

- 前回の法改正（旅館業法の一部を改正する法律）において、旅館業法が適用されないが実態として宿泊することが可能な施設（ネットカフェ等）の利用実態の把握と実態に応じた適切な対応が求められているところ。

※ **旅館業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成29年12月7日 参議院厚生労働委員会**  
いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて旅館業法を適切に適用すること。

- そのため、今般、地方自治体（10自治体）を対象に、実態として宿泊することが可能な施設（ネットカフェ等）に対する指導状況等についてアンケート調査を実施し、その実態把握と適切な対応について検討を図る。

#### 2. アンケート調査について

- ① **調査目的**：実態として宿泊することが可能となっている施設について、自治体の指導状況等の実態把握を行う。
- ② **調査対象**：保健所を設置する10自治体（2県、3政令市、3中核市、2特別区）
- ③ **調査時期**：令和3年3月1日～12日
- ④ **調査項目**：Ⅰ.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設（営業）となっているかの判断について  
Ⅱ.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設（営業）となっているかの指導状況について
- ⑤ **調査結果の概要**
  - 各自治体において、旅館業営業許可の取得可否について、寝具提供の状況に関わらず総合的に判断の上、指導が実施されている。
  - ソファベッドやリクライニングチェアが法律に規定される「寝具」に該当するかは、総合的に判断されている。
  - 24時間利用可能なプランがある場合も、営業時間のみをもって判断している訳ではない。
  - 「泊」「休憩」などの看板やサービス表示がある場合、実態を確認して指導を行う場合がある。

#### 3. 今後の対応方針（案）

各自治体において、個々の状況（寝具の提供、営業時間、施設・設備の様相、サービス表示など）以外に、業の実態について総合的な判断を踏まえた上で、旅館業として許可を取得させる、又は旅館業法に抵触しない営業形態に改める等の指導が行われるよう、各自治体に再度周知を図っていく。

### 都道府県等に対する要請

- 実態として宿泊することが可能になっている施設（ネットカフェ等）について、各施設における寝具提供、営業時間、施設・設備の様相、サービス表示等のほか、業の実態を総合的に判断して、旅館業法の許可を取得させる、旅館業法に抵触しない営業形態に改める等の指導を行うようお願いする。

## 6 入浴施設におけるレジオネラ対策等について

### 従前の経緯

- これまで、公衆浴場や旅館業施設におけるレジオネラ対策について、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発第1811号）、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日健衛発第95号）等をお示ししているところ。
- 令和4年度は、レジオネラ症による死亡事例のほか、旅館業の入浴施設において不適切な衛生管理がなされた上で、行政に虚偽報告が行われた事例があった。

### 都道府県等に対する要請

- 営業者については、衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全なサービスを提供することが求められており、レジオネラ症の防止対策をはじめ、必要な衛生措置を講じなければならないこととされている。
- また、行政の報告徴収等に対して虚偽の報告を行うことは、罰則の対象となり得るものである。
- このような事案は、入浴施設全体の衛生水準について利用者からの信用を失うなど、業界の信頼を損なうことにつながるものであり、都道府県等におかれては、レジオネラの防止対策とともに、コンプライアンスの遵守について、改めて関係者に周知徹底いただきたい。
- なお、衛生等管理要領等は都道府県等への技術的助言であり、都道府県等が、地域の実情を踏まえ、要領等とは異なる内容の基準を条例等で定めることは可能である。

## 7 理容師法・美容師法について

### 従前の経緯

- 理容師法第6条の規定により、理容師でなければ、理容を業としてはならないこととされ、また、美容師法第6条の規定により、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととされている。また、「美容師法等の施行について」（昭和32年2月13日厚生省発衛第29号）等により、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと等をお示ししている。
  - ・「美容師法等の施行について」（昭和32年2月13日厚生省発衛第29号）  
第二 運用上留意すべき事項
    - 一 美容師及び理容師の免許関係の規定の整備された所以は、美容師及び理容師の資質の向上を期せんがためであるから、その厳正な執行を期するとともに、いやしくも、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと。
- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）を示している。

高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼した。

さらに、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和3年12月27日付け薬生衛発1227第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、条例等の制定状況について情報提供を行った。
- 平成29年8月に、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度において、フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについて、以下の回答を行った。
  - i) 結婚式に先立つリハーサル（式の2週間前程度）におけるヘアメイクサービスの提供について、2週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、施行令第4条第2号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言いえないことから、iの事業は同条第2号の特例に含まれないものと解する。
  - ii) 挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービスの提供について、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」とことと考えられることから、同条第2号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

## 都道府県等に対する要請

- 理容師でなければ理容を業としてはならないこと、美容師でなければ美容を業としてはならないことについて改めて周知するとともに、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導に努めるようお願いする。
- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知いただきたい。出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定する等して行っていただきたい。
- 令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り 110 番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者へ提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等するための条例や要綱等を制定する等して、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについては、平成29年8月のグレーゾーン解消制度の回答を確認していただきたい。

## 8 理容師養成施設・美容師養成施設の定員及び教員資格の取扱いについて

### (1) 理容師養成施設・美容師養成施設の定員の解釈について

#### 従前の経緯

- 「理容師養成施設の指導要領について」(平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 19 号)、「美容師養成施設の指導要領について」(平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 20 号)において、「学則に定められた生徒の定員を遵守すること」、「定員とは総定員のことを指し、通信課程における 1 学年の学生数は昼間課程又は夜間課程のいずれか学生数が多い養成課程の 1 学年の学生数の同数以下とすること」とされている。

#### 都道府県等に対する要請

- 「学則に定められた生徒の定員を遵守すること」とは、基本的に養成課程単位の総定員を遵守することを指すため、総定員を超過しない場合は、ある年度に「総定員÷修業年限」による人数を超えて入学させることは差し支えないことにご留意いただきたい。
- ただし、同時に授業を行う 1 学級の生徒数は 40 人以下（同時に入所させる生徒がこれ以下の場合はその人数）を基準として構成する必要があるため、これらも勘案した学級編成を行うことが必要である。
- なお、学則に入学定員を定めており、これを超過する場合には、学則の変更と学校教育法に基づく変更届が必要であり、また、入学者の増員により学級数が増える場合には理容師法又は美容師法に基づく都道府県衛生部局への変更届が必要である。

### (2) 理容師養成施設・美容師養成施設の教員資格に係る経過措置について

#### 従前の経緯

- 理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 104 号。以下「改正規則」という。)附則第 2 条の規定に基づき、改正規則の施行の際(平成 28 年 5 月 31 日)、現に改正前の理容師養成施設指定規則第 4 条第 1 項第 1 号ト及び別表第 3 の規定に基づき「理容技術理論」及び「理容実習」の課目の教員として勤務していた者は、改正後の理容師養成施設指定規則別表第 3 の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。  
また、改正規則の施行の際、現に改正前の美容師養成施設指定規則第 4 条第 1 項第 1 号ト及び別表第 3 の規定に基づき「美容技術理論」及び「美容実習」

の課目の教員として勤務していた者は、改正後の美容師養成施設指定規則別表第3の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

- 一部の都道府県において、例えば、A校で平成28年6月1日以降も教員として勤務していた者が、一旦退職し、一定期間のブランクを経て、B校の教員として勤務する場合について、経過措置が適用されないと解釈し、改正後の規定に基づく教員としての要件である日本理容美容教育センターの講習を受講するよう指導を行っている事例がある。

#### 都道府県等に対する要請

- 以下の点に御留意いただきたい。
  - ・ 改正規則の施行の際、現に改正前の理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき「理容技術理論」及び「理容実習」の課目の教員として勤務していた者は、その後に職員の身分が継続していたか否かにかかわらず、経過措置が適用され、当分の間、当該課目の教員となることができること。
  - ・ 改正規則の施行の際、現に改正前の美容師養成施設指定規則第4条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき「美容技術理論」及び「美容実習」の課目の教員として勤務していた者は、その後に職員の身分が継続していたか否かにかかわらず、経過措置が適用され、当分の間、当該課目の教員となることができること。
  - ・ ただし、施行日以降に、改正前の要件で教員として勤務していた者が他の養成施設に異動する場合等にあつては、異動後の養成施設において、当該経過措置の適用者であることについて勤務状況を含む資格要件の確認が必要であるので留意すること。
  - ・ なお、経過措置が適用される者であっても、教員の採用にあたって、養成施設の判断により、改めて研修を受講させる等の措置を講じることは可能であること。

※ A校で平成28年6月1日以降も教員として勤務していた者が、一旦退職し、一定期間のブランクを経て、B校の教員として勤務する場合は、経過措置が適用され、当分の間、当該課目の教員となることができる。

## 9 クリーニング師研修等の受講の促進について

### 従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）に基づき、「3年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は低い水準となっている。
- 「クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について」（令和2年6月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、研修等が適切に実施されるよう対応を依頼している。

### 都道府県に対する要請

- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修等の適正な実施をお願いする。
- 研修等の受講率を向上させるため、受講勧奨の中心的役割を担う都道府県生活衛生営業指導センターに対して、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。  
なお、当該情報については、各年度末又は年度当初にご提供いただきたい。  
また、個人情報保護条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨・目的、情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供に対応いただいている都道府県におかれては、提供いただく名簿情報と実態に乖離がある場合があることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成31年2月28日付け薬生衛0228第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第2型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであり、引き続き対応をお願いする。

## 10 生活衛生関係営業における生産性向上及びデジタル化の推進について

### 従前の経緯

- 政府全体で生産性向上に取り組んでおり、令和3年度に、生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアルを策定した。
- 社会全体でDXが推進され、サービスの提供や支払い等のデジタル化が進む中、中小・零細規模の多い生活衛生関係営業者はデジタル化の取組が遅れている状況にある。このため、令和4年度において、生活衛生関係営業者のデジタル化の取組を支援するため、デジタル化の好事例の収集、業種ごとのデジタル化のモデル事業の実施、デジタル化のガイドライン・マニュアルの開発等に取り組んでいるところである。

### 都道府県等に対する要請

- 生活衛生関係営業者のデジタル化の推進について、令和5年度も事業を実施することとしており、都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員等と連携して取組を行うことから、ご承知いただくとともに、引き続き御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

## 1 1 都道府県生活衛生営業指導センターについて

### 従前の経緯

- 都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される一般財団法人であり、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な役割を担っている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びエネルギー価格・物価高騰に伴い、厳しい状況にある生活衛生関係営業業者への衛生指導や経営相談・支援へのニーズは高い。このような中、生活衛生関係営業業者に対して、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家が、衛生、融資、補助、税制、労務管理等の相談指導を実施している。

### 都道府県に対する要請

- 令和 5 年度税制改正案において、
  - ・ 生活衛生同業組合等が共同利用施設（※）を取得した場合の特別償却制度
  - ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）
  - ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）等について、所要の見直しを行った上で、適用期限を延長することとしている。生活衛生関係営業業者に対して、生活衛生関係営業業者が活用できる税制措置の周知が積極的に行われるよう、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家に対する適切な支援方よろしく願います。
- ※ 共同利用施設の主な例：組合会館、共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム、クリーニングの共同工場、共同調理施設、共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等
- 新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰の影響により、生活衛生関係営業業者の経営環境等が厳しさを増す中、都道府県生活衛生営業指導センターの果たす役割と期待は一層高いものとなっている。都道府県におかれては、引き続き都道府県生活衛生営業指導センターにおいて適切な活動が図られるよう、充実した支援をお願いしたい。

## 1 2 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

### 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度以降、生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、平成 26 年度から毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

### 今後の取組

- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた生衛業者の自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和 4 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供や加入案内等を行うとともに、生衛組合に対する情報提供及び周知広報への御配慮をお願いする。

### 1 3 標準営業約款の周知について

#### 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的として、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を内容とする標準営業約款を定めるものである。現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種において標準営業約款が設定されている。
- 全国・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)として定め、関係機関及び関係団体の連携のもとに、制度の普及・啓発等を行っている。また、生活衛生課長通知を発出し、本制度の普及・啓発に関して協力をお願いしている。

#### 今後の取組

- 促進月間について、今後も継続していく予定である。

#### 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和4年度の促進月間の活動が行われたことについて感謝申し上げますとともに、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、引き続き、営業者に対する登録促進及び利用者に対する標準営業約款制度の周知について、御協力をお願いする。

## 1 4 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

### 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日健衛発 0331 第 12 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

### 今後の取組

- 令和 4 年度中に、以下の 3 つの振興指針の改正を行う予定である。
  - ・ 飲食店営業（すし店）の振興指針
  - ・ 飲食店営業（めん類）の振興指針
  - ・ 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針

### 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各生衛組合において、振興計画の変更認定申請を行うこととなる。各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。
- 各生衛組合においては、事業年度経過後 3 か月以内に振興計画の実施状況について報告書※を提出することとなっている。各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。

※ 振興計画の 1 年目から 3 年目までの業種の生衛組合は、通知の様式第 3 を提出。振興計画の 4 年目及び 5 年目の業種の生衛組合は、通知の様式第 3 に加え、様式第 4 を提出。

## 15 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告について

### 従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和4年度も台風14号、15号による災害などが発生している。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、必要に応じて、被災者等の要援護者への緊急対応について生衛組合との連絡調整、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いしている。
- 災害発生時には、生活衛生同業組合連合会に対して、必要に応じて、被災地支援のための情報提供を行う。

### 都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認を行っておくようお願いする。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告をお願いするので、その際にご協力いただくようお願いする。

## 16 食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について

### 従前の経緯

- 令和3年6月1日の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の完全施行に伴い、食品衛生法（昭和22年法律第233号）における営業許可業種の再編が行われ、完全施行後に営業許可を取得した場合には、これまで複数の営業許可が必要とされた営業について、「一施設一許可の原則」に基づき、1種類の許可で営業が可能となる場合がある。
- 他方、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律では、生活衛生同業組合員の要件として、同法第2条第1号に「飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの又は同法第57条第1項の規定による届出をして営むもの」（以下「組合員要件」という。）と規定されており、営業者によっては、食品衛生法における「一施設一許可の原則」の観点からは不要であっても、組合員要件を満たすために、食品衛生法における飲食店営業又は食肉販売業の許可の取得が必要となる場合がある。

### 都道府県等に対する要請

- 組合員要件と食品衛生法令における許可・届出業種の関係について、引き続き御了知いただきたい。
- 飲食店（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項第1号に規定する「喫茶店」を含む。）又は食肉販売に係る営業について、食品衛生法上は許可の取得が不要とされる場合であっても、組合員要件を満たすことを目的として、申請者が追加的に飲食店営業又は食肉販売業の許可取得を希望し、営業施設が施設基準に適合すると認められるときは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が生活衛生関係営業の振興等を通じた衛生水準の向上を趣旨とすることを踏まえ、食品衛生法第55条第2項の規定に基づき対応いただくようお願いしたい（「食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について」（令和3年7月16日付け事務連絡）参照。）。

## 17 建築物衛生について

### (1) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

#### 従前の経緯

- 厚生労働省では、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和3年1月18日付け生食発0118第4号別添)を发出し、同ガイドラインを踏まえ、各省庁や地方自治体に対して、ビルメンテナンス業務の発注事務を適正に実施していただくようお願いしている。
- 「ビルメンテナンス業務に関する契約(公共調達)の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について(緊急依頼)」(令和4年11月30日付け薬生衛発1130第1号)を发出し、各省庁や地方自治体に対して、最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するよう依頼した。
- 「ビルメンテナンス業務の公共調達における令和5年度建築保全業務労務単価(見直し後)の活用等について(依頼)」(令和5年2月14日付け薬生衛発0214第1号)を发出し、各省庁や地方自治体に対して、ビルメンテナンス業務の公共調達において、令和5年度の予定価格は、令和5年度建築保全業務労務単価を活用するよう依頼した。

#### 今後の取組

- 引き続き、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に関するオンライン講習会を定期的を開催することとしている。
- 最低制限価格制度の最低制限価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、調査方法等について、公共工事を参考にして、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を担当する職員のためのマニュアルを作成できないか検討することとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、ビルメンテナンス業務の公共調達において、令和5年度の予定価格は、令和5年度建築保全業務労務単価を活用するようお願いする。また、年度途中において、最低賃金の引上げ、物価高騰等が生じた場合は、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いする。このほか、「ビルメンテナンス業務

に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、引き続き、適切な対応をお願いする。

- 今後、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の状況等について調査を行う予定であり、その際は御協力をお願いする。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署や管内の市町村等から、同ガイドラインに基づき仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等を行うに当たって、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることも考えられるため、適切に御助言いただく等の御協力をお願いする。

## （２）新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

### 従前の経緯

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組み（特定技能制度）が構築され、ビルクリーニング分野においても、特定技能外国人の受入れが可能となっている。

### 今後の取組

- 特定技能外国人に係る国内試験を行うとともに、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、厚生労働省内に設置している「ビルクリーニング分野特定技能協議会」等において、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策等について、引き続き協議することとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 特定技能外国人等に係る問い合わせがあった場合は、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。

## 18 墓地、納骨堂等の経営・管理について

### 従前の経緯

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）は、墓地、納骨堂等の管理が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的としている（同法 1 条）。
- 他方で、納骨堂が実質的に経営破綻し、遺骨の引き取りにも支障が生じているという事案が報道され、所管自治体が条例に基づき同納骨堂に対して立入検査を行ったところ、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条第 1 項等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかった。
- 墓地、納骨堂等には、持続性等の観点から、安定した適切な経営が求められることから、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」（「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知）別添 1）が示されている。
- 「墓地、納骨堂等の経営・管理について」（令和 4 年 10 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出し、「墓地経営・管理の指針」に基づき適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、指導監督の徹底を改めてお願いした。

### 都道府県等に対する要請

- 「墓地経営・管理の指針」の内容を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、引き続き、指導監督の徹底をお願いする。

## 19 火葬場の経営・管理について

### 従前の経緯

- 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であることから、火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、また、利用者を尊重した高い倫理性が求められるとともに、火葬場経営が利益追求の手段となり、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものである。○ そのため、火葬場の経営主体について、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）、さらに、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされている（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）。
- 他方で、株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律の制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があった。
- 「火葬場の経営・管理について」（令和4年11月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出し、火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いした。

### 都道府県等に対する要請

- 引き続き、公衆衛生の確保のほか、総合的な観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底をお願いする。

## 20 新型コロナウイルス感染症への対応（火葬等関係）について

### 従前の経緯

- 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）について、令和5年1月6日に、臨終後の対応、葬儀、火葬等において遺族等の意思をできる限り尊重した取扱いが行われるよう、改正を行った。
- さらに、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、同年3月3日にガイドラインの改正を行った。

### 都道府県等に対する要請

- ガイドラインの内容について御了知の上、貴管内の葬儀・火葬業者、医療機関、高齢者施設、市町村長等の関係者に周知いただくようお願いする。
  - 特に、医療機関において新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方について、情報共有シートを活用して関係者に情報の伝達を行うよう、改めて周知をお願いしたい。
- ※ 葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知を行っている。

## 2 1 火葬等許可事務システムの標準仕様書の策定・公表について

### 従前の経緯

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、戸籍に関する事務が標準化対象事務とされているところ、市町村において火葬等許可事務システムが戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されていることを踏まえ、今後、火葬等許可事務も標準化対象事務とする見込みである。
- 引き続き、火葬等許可事務システムが戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用されるよう、現在、火葬等許可事務システムの標準仕様書の策定に向けた検討を進めているところである。

### 都道府県等に対する要請

- 今後、火葬等許可事務システムについて、標準仕様書（案）を作成し、全国の自治体に意見照会を行った上で、令和5年8月を目途に、標準仕様書を策定・公表する予定であり、意見照会を行う際には御協力をお願いする。

## 2.2 デジタル化関係について

### 従前の経緯

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、行政手続のキャッシュレス化の推進、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し、国家資格等のデジタル化の推進等が示されている。
- 令和4年12月21日のデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定・公表された。見直しの対象として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が取り上げられている。
- また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「…クリーニング師…の免許申請等…に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。
- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者等の国家資格に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること等を内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が3月7日に閣議決定され、国会に提出された。

### 都道府県等に対する要請

- 必要に応じて当課からも情報提供を行っていくので、都道府県等におかれましては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。